

「豊島区法定外税検討会議」から 報告書が提出されました

～二つの新税の条例化を検討します～



区民の皆さんのご意見をお聴かせください

豊島区総務部税務課 平成15年10月
 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1376
 ホームページ <http://www.city.toshima.tokyo.jp>

豊島区法定外税検討会議 開催経緯

会議名	開催月日	検討内容
検討会議 (全体会)	平成14年 5月17日(第1回)	(1)委員の委嘱・任命 (2)会長・副会長の選任 (3)運営方針・部会構成について (4)今後の日程について
	平成15年 3月18日(第2回)	(1)各部会の報告 (2)専門委員会への検討付託
	9月22日(第3回)	(1)報告書(案)の提示 (2)報告書(案)に対する意見
専門委員会	平成15年 4月8日(第1回)	(1)論点整理と使用資料について (2)今後の検討方法について
	4月22日(第2回)	「放置自転車等対策税」に関する論点の検討
	5月13日(第3回)	「放置自転車等対策税」に関する論点の検討
	5月27日(第4回)	「放置自転車等対策税」に関する論点の検討
	6月10日(第5回)	「ワンルームマンション税」に関する論点の検討
	6月24日(第6回)	「ワンルームマンション税」に関する論点の検討
	7月8日(第7回)	「ワンルームマンション税」に関する論点の検討
	9月2日(第8回)	報告書原案の検討
第一部会 (放置自転車等対策税)	平成14年 7月23日(第1回)	(1)放置自転車等対策の現状 (2)放置自転車等対策税構想の考え方と背景
	9月24日(第2回)	(1)自転車法改正の経緯について (2)対策協議会及び鉄道事業者の協力状況等について
	11月19日(第3回)	(1)前回までの論点整理 (2)新税の課税根拠(原因者・受益者・費用負担のあり方等)
	平成15年 1月14日(第4回)	(1)今後の鉄道事業者としての協力について (2)今後2、3年における放置自転車対策の方向について (3)新税構想における課税標準、税率等について
	3月4日(第5回)	部会報告(案)の検討(部会のまとめ)
第二部会 (ワンルームマンション税)	平成14年 6月18日(第1回)	ワンルームマンション税構想の考え方と背景
	9月3日(第2回)	(1)前回第1回部会における論点整理について (2)各論点ごとの検討について
	10月22日(第3回)	各論点ごとの検討
	12月17日(第4回)	課税をめぐる論点の検討
	平成15年 1月28日(第5回)	部会報告(案)の検討(部会のまとめ)

※法定外税検討会議の資料や会議録、並びに報告書の全文は、区ホームページまたは行政情報コーナーで閲覧できます。

◆詳細…税務課税制担当係 ☎3981-1376

報告書の要旨は、二つの新税は共に成立の可能性があると
いうものです。今後、これらの税を導入するためには、区条
例の制定と今後の総務省との同意協議が必要となります。
条例案については、パブリックコメント制度(第4面参照)
に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きしながら作成して
いきます。

豊島区法定外税検討会議(会長 青山学院大学教授/中村
芳昭)は、かねてから検討してきた「放置自転車等対策税」
と「ワンルームマンション税」の二つの新税について報告書
をまとめ、去る9月30日に区長へ提出しました。
新税の構想は、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴
い、庁内に研究会を設置し、区の職員の研究成果として平
成13年12月に、区民の皆さんを始めマスコミ等に発表しまし
た。その後、平成14年5月に発足した、区民代表、学識経験
者、団体代表選出者等を委員とする「豊島区法定外税検討会
議」に検討の場を移し、今日まで約1年4か月をかけて議論
を重ねてきました。

豊島区法定外税検討会議 委員名簿(平成15年9月現在)

区分	氏名	備考	区分	氏名	備考
学識 経験 者	中村 芳昭	青山学院大学教授・会長	関 係 団 体 選 出 者	深澤 祐二	東日本旅客鉄道(株)
	岩田規久男	学習院大学教授・副会長		黛 雅昭	西武鉄道(株)
	今井 勝人	武蔵大学教授・第一部会長		古澤 廣道	東武鉄道(株)
	池上 岳彦	立教大学教授・第二部会長		栗林 伸一	帝都高速度交通営団
	山川 仁	東京都立大学大学院助教授		齊藤 春雄	東京都交通局
	内山 忠明	日本大学教授		堤 良三	街づくり自転車活用研究所
	小林 秀樹	千葉大学教授		坂井 保義	全国自転車問題自治体連絡協議会
	野口 和俊	弁護士		織本真一郎	㈱東京建築士事務所協会豊島支部
	岩原由紀子	主婦		梶田 紘利	㈱東京都宅地建物取引業協会豊島支部
	齊木 勝好	会社経営		西田 鐵男	㈱日本住宅建設産業協会
区 民 代 表	佐藤 智重	自営業	区 職 員	佐藤 信哉	首都圏中高層住宅協会
	平山 平	前区政モニターOB会会長		小野 温代	政策経営部長
	松浦 純子	高校教諭		山本 仁	総務部長
	柳田 好史	会社員		上村 彰雄	都市整備部長
				増田 良勝	土木部長

条例化に向けての検討

豊島区法定外税検討会議から提出されました報告書を踏まえ、区では次の見地からも二つの新税について条例化するべく検討をいたします。なお、税の名称につきましてもそれぞれ変更を希望していると考えています。

放置自転車等対策推進税

区の現状と放置自転車問題

豊島区は、池袋駅周辺の放置自転車台数がかつて日本一になったことがありますが(平成11年)そして、区の調査によると放置者の7割以上が鉄道を利用するために放置を行っています。区では、平成14年度までに各鉄道駅周辺に28か所・収容台数1万1千447台(原付バイク含む)におよぶ自転車駐車を設置してきました。また、併せて放置自転車撤去を強化したところ、平成14年度には年間の放置自転車の撤去台数が4万1千207台に上昇しました(図1参照)。これらの経費は過去5年間で年平均で10億円以上にもなり、多い年では年間15億円もの税金が投入されてきました(図2参照)。このうち、放置者から徴収する撤去保管手数料や区立自転車駐車場の利用者に負担していただいている使用料は全体の約2割で、残りは区が負担しています。

平成5年に成立した「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(改正自転車法)では、各自治体からの強い要望により、新たに鉄道事業者に対する条項が設けられました。ところが、駐車場の付置義務を課せられる

対象を定める条項に鉄道事業者は含まれておらず、鉄道事業者による駐車場の設置は協力規定、放置自転車の撤去についても努力規定にとどまっています。しかし、これらの鉄道事業者の責務については、当時の運輸省鉄道局長からの通達にも単に受動的な協力であってはならないとあり、積極的、かつ目に見えた協力が求められています。

現在、豊島区内では一部の鉄道事業者は自転車駐車を設けているものの、鉄道事業者の具体的な協力と区のコスト負担に大きな隔たりがあるのが現状です。

新税導入の目的

こうしたことから、新税の導入は、実際に放置をしている自転車の利用者と、駐車の大量需要を生み出す鉄道事業者、そして放置による区民の被害を防止する責務を負う区とが、地域を構成する一員として互いに適正な費用を負担し、地域社会全体の問題となっている放置自転車の解消を図ることを目的とするものです。

つまりこの新税は、あくまで今後区が行う放置自転車対策事業

業の費用の一部を鉄道事業者に負担していただきたいと考えるものです。また、その負担総額も放置者・区立自転車駐車場利用者の年間負担総額を上回らさず、かつ区が行う放置自転車対策経費全体の2割程度の範囲で考えています(図3参照)。

現在、区では放置台数をピークの3分の1、4千600台以下にすることを目標とする放置自転車対策「緊急推進五か年計画」の策定を進めています。

図1 放置自転車台数・撤去台数 駐車場等収容台数の推移

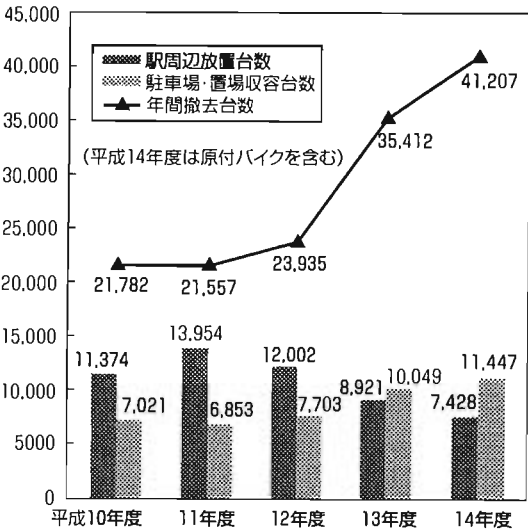


図3 今後五か年の放置自転車対策経費と鉄道事業者負担額(平均見込額)

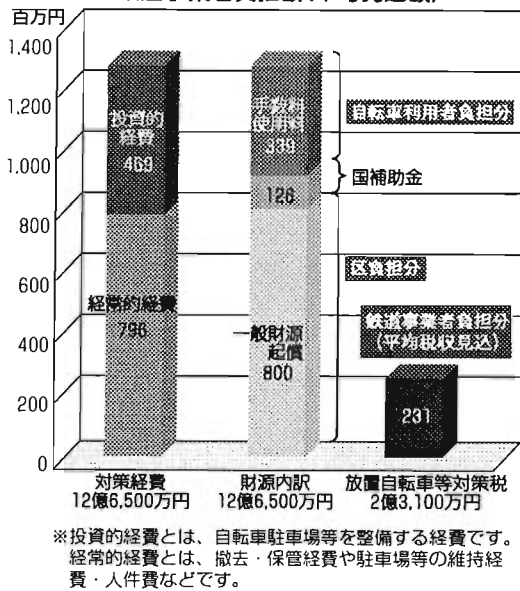
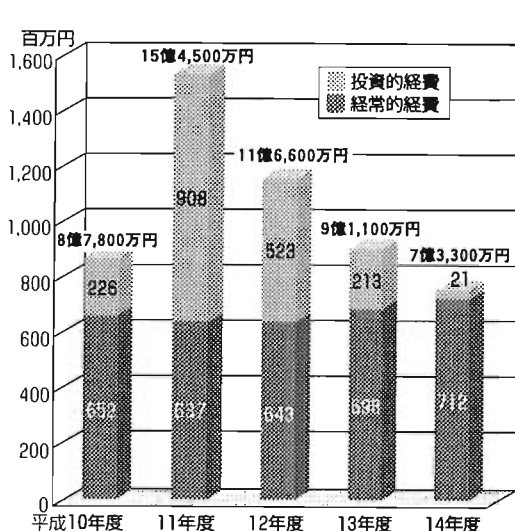


図2 放置自転車対策経費の推移

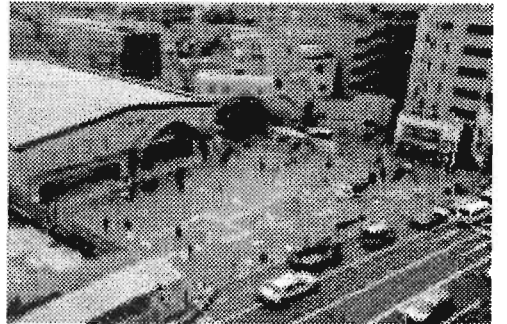


JR目白駅前

区立自転車駐車場開設前



区立自転車駐車場開設後



報告書の要旨

放置自転車等対策税について

①改正自転車法は、自転車駐車場設置について鉄道事業者に社会的責務があることを示しているが、現実的には区の事業に依存しているのが実態である。負担を求めることは合理性があり、税を課することは妥当である。

②「課税標準」は、区が撤去した自転車の数や自転車駐車場の収容台数にすべきではない。これは、納税義務者の何らかの活動や規模を示すものでなければならぬ。例えば区内における活動規模を表すものとして、駅ごとの乗り換え客数などを除外した乗車人員数が挙げられる。

③鉄道事業者に求める費用の総額は、放置者や駐輪場利用者から徴収する費用の年間負担額を超えず、かつ区が支出する放置自転車対策経費の2分の1前後に抑えるべきである。

④鉄道事業者自らが自転車駐車場を設置した場合等には一定の減免措置を設ける必要がある。

⑤税の導入の際には、区は放置自転車に対する具体的な方策やそのために必要となる費用を区民に示さなければならぬ。また、放置者等から徴収する費用についても、改めるべきである。

⑥税の導入の他、区も自転車法に基づく協議会を設置して鉄道事業者とともに放置対策に一層の推進を図るべきである。

⑦法定外目的税として、国の同意要件に照らしても支障がないものと考えられる。

ワンルームマンション税について

①ワンルームマンションのような狭小住戸の増加を抑制しようとする政策は他区においても展開されており、豊島区の方針は特異なものではなく、これら特定の建築を抑制するような税の創設は許されるべきである。

②住宅ストックのアンバランスを是正するために、今後ファミリー世帯用住宅の誘導事業を推進するための財源は「普通税」などの一般財源で賄うべきであるから、この税は、税収の使途を考えると「法定外普通税」と構成するのが適当である。

③課税を行い抑制を図るといふ経済的手法は、建築を全面的に禁止するものでなく、建築主に工夫の余地を残すものである。

④狭小住戸の増加を抑制する手段として課税を行うとすれば、対象はワンルームマンションに限らず、また階数も問わず、一定基準に満たない住戸の建築行為を課税対象とすべきである。対象については、国の二人用世帯の「最低居住水準」である29㎡に満たないものを参考に再考すべきであり、税の名称も適切なものに見直すべきである。

⑤ただし、住宅ストックのアンバランスにほとんど影響を与えないようなごく小規模な集合住宅や、福祉目的等で建設されるもの等については、非課税等の措置の対象とすることが適当であり、具体的な基準は区が政策的に判断すべきである。

⑥課税標準は建築行為とし、工事に着工後一定期間内に建築主が申告納付するか、または賦課徴収する方式が望ましい。

⑦法定外普通税としては、国の同意要件に照らしても支障がないものと考えられる。

皆様のご意見をお待ちしています

パブリックコメント制度に基づき、意見を条例等に反映していきます。

区では、区民の皆さん（区内在住、在勤、在学の方等）のご意見を区政に着実に反映するための方策として、パブリックコメント制度を実施します。二つの新税の条例化に対するご意見をお寄せください。

◇ご意見の提出方法（住所、名前、年齢を記入してください）

- ①このページのはがきを切り取り、ご意見を記入の上、10月31日(金)までに投函してください。
- ②ファクス、Eメールでも受け付けています。
- ③ご意見をまとめたものを直接お持ちいただいても結構です（区役所本庁舎1階 税務課まで）。
- ④視覚障害者の方／電話でも受け付けます（身近に視覚障害者でご意見をお持ちの方がいる場合もお知らせください）。

◇詳細…税制担当係 ☎3981 - 1376 **FAX** 3981 - 9682
Eメール zeimuka@city.toshima.tokyo.jp

パブリックコメント制度とは

区の重要な政策、方針等を決定する際に、あらかじめ案を公表し、区民の皆さんからのご意見をお受けします。そして、その意見を十分に考慮した上で最終的な意思決定を行い、寄せられたご意見と、それに対する区民の皆さんの考え方を公表します。このことによって、区民の皆さんの区政への参画や、意思決定過程の透明性の向上、行政の説明責任の徹底を促進します。

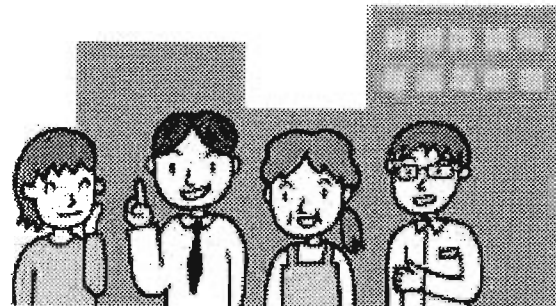
「あなたと区長のホット・ほっと区民集会」を開催します

二つの新税の条例化に対するご意見を区長が直接お聴きする区民集会を、次のとおり開催いたします。皆様のご参加をお待ちしています。


- 【第1回】 10月20日(月) 午後7～9時
会場：エポック10（男女平等推進センター） 西池袋1-11-1メトロポリタンプラザ10階
- 【第2回】 10月24日(金) 午後7～9時
会場：南大塚社会教育会館 南大塚2-36-1
- 【第3回】 11月4日(火) 午後3～5時
会場：生活産業プラザ 東池袋1-20-15

◇申込み・詳細…広報課広聴係 ☎3981 - 1172 **FAX** 3983 - 8117
Eメール voice@city.toshima.tokyo.jp

※保育のご希望がある方は、1週間前までにお申し込みください。



★10月31日(金)までに投かんしてください。



料金受取人払
豊島局承認
7884


差出人有効期間
平成15年11月
15日まで


〔切手をはらないで
お出しください〕

170 8710

豊島区東池袋二丁目十八番一号

豊島区役所 総務部税務課 行





上記紙面の太ワク部分を切り取り、封筒状にのりつけて郵送してください。切手は不要です。